

# 「避難行動要支援者」の登録

近年の大規模災害における犠牲者の多くは、高齢者や障害者などの「要配慮者」です。有田川町では、そのような人の情報を事前に登録し自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員などと共有して、災害対策に役立てています。

災害時、地域内での避難支援活動を円滑に行うためには、自治会などを中心とした近隣の助け合いが大切です。日頃から要配慮者の所在把握や、避難支援の体制づくりに取り組むことが、地域の防災・減災につながります。

## 「避難行動要支援者」登録対象者

- ① 65 歳以上の一人暮らし高齢者
  - ② 65 歳以上の高齢者のみの世帯の人
  - ③ 介護保険法に基づく要介護認定において要介護 3 以上の判定を受けている人
  - ④ 身体障害者のうち障害者手帳を有する者で、障害の程度が 1 級又は 2 級の人
  - ⑤ 知的障害者のうち療育手帳を有する者で、障害の程度が A 判定の人
  - ⑥ 精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている人
  - ⑦ 特定疾患医療受給者証を受けている難病患者、小児慢性特定疾患医療受給児
- ※ 上記に該当する人で、かつ下記項目に該当する人が対象になります。
- ・ 在宅の人であって、災害時に自力避難が困難な人
  - ・ 自身の避難支援に係る個人情報自治会などへ提供することに同意した人

## 登録申請の方法

やすらぎ福祉課（金屋庁舎）、もしくは自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織代表者へご連絡ください。その後、町の調査員が自宅を訪問し、申請書の作成をお手伝いし、登録を行います。

## 地域の絆で要配慮者を守ろう 「個別避難支援計画（個別計画）」の作成

避難行動要支援者名簿に登録されている要配慮者のうち、家族以外の第三者の支援がなければ自力避難が困難とされる在宅者を個別計画対象者とし、個別計画を作成します。

個別計画とは、個別計画対象者に避難情報などを伝えたり、避難所までの支援を誰がするのかを事前に定め、避難支援を迅速に行うためのものです。

### ● 個別計画作成方法

個別計画対象者と自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織などが相談しながら個別計画を作成します。



### ご理解ください

この制度は、あくまで地域住民が共に助け合う「共助」のもとに行われます。

災害時には避難支援者も被災することが考えられます。必ず支援が受けられるとは限らず、支援者が責任を負うものではありません。

## きいちゃんの災害避難ゲーム

「きいちゃんの災害避難ゲーム」とは、災害時の迅速な避難行動や日頃からの備えの重要性、円滑な避難所運営のために必要となる協力体制などについて、楽しみながら実践的に学ぶことができる和歌山県オリジナルの防災学習ツールです。

自主防災組織の訓練や団体などの防災研修に活用できるように、町においても 10 セット用意していますので、積極的にご利用ください。利用をご希望の方は総務課（吉備庁舎）までお問い合わせください。

